

株主優待乗車証(定期券方式)のPASMOへの載せ替えのご案内

《ご希望の方のみ》

※株主優待乗車証は、従来どおり磁気券のままでご利用いただけます

相鉄ホールディングス株式会社



PASMO株主優待乗車証(定期券方式)ご利用にあたって(必ずお読みください)

- (1) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)は、券面記載の有効期間内について、「電車全線」と記載されているものについては相模鉄道(株)の電車全線で、「電車・バス全線」と記載されているものについては相模鉄道(株)の電車全線及び相鉄バス(株)のバス全線(高速バス、コミュニティバス等の一部路線を除く)でご利用いただけます。(有効期間は磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)と同じになります。)
- (2) Suicaその他のICカードに株主優待乗車証(定期券方式)を載せ替えることはできません。
- (3) 1枚のPASMOに電車の定期券と株主優待乗車証(定期券方式)を一緒に載せることはできません。他の鉄道事業者の株主優待乗車証(定期券方式)が載っているPASMOも同様になります。
- (4) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)のご利用を希望される株主様が、当該ご利用に際して初めてPASMOをお持ちになる場合にはデポジット料500円及び最初のチャージ料(最低500円)が必要になります。既にPASMOをお持ちの株主様が当該PASMOに株主優待乗車証(定期券方式)を載せ替える場合にはデポジット料、最初のチャージ料は必要ありません。
- (5) 株主優待乗車証(定期券方式)をPASMOに載せ替えた場合、機械的に

- 他の乗車券との併用ができなくなるため、必要に応じて係員のいる窓口で精算していただくことになりますのでご注意ください。
- (6) PASMOに載せ替えをされた時点で、磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)を回収いたします。
- (7) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)は、出入場時の不正判定が通常のICカードと同様になるため、磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)と利用上の差異が発生する場合がございます。
- (8) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)は、記名PASMOと同様の取扱いとさせていただきます。また、券面に記載されている方ご本人のみが利用いただけます。なお、磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)のままご利用いただく場合は、従来どおり、ご家族など記名人以外の方にもご利用いただけます。
- (9) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)をご利用いただく場合、PASMOに登録された「氏名、性別、生年月日、電話番号」は記名PASMOの個人情報として、(株)バスモで管理することになりますのでご承知おきください。
- (10) 新しくお手元に届いた磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)を、従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)に載せ替える場合は、新しい磁気券と従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)及び今回同封の

- 申込用紙(ご記入済みのもの)を相鉄線定期券発売所にお持ちいただき、手続きをしていただくことになります。ただし、この場合、新旧の優待の範囲が同一であれば従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)の有効期間内でも載せ替える手続きができますが、保有株式数に変更になり、優待の範囲が「電車・バス」から「電車」に変更、または「電車」から「電車・バス」に変更された場合、従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)の有効期間満了後でなければ載せ替えができません。なお、載せ替えの更新をご希望されない場合でも相鉄線定期券発売所にお持ちいただき、券面の印字の消去をお手続きください。
- (11) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)の券面記載の有効期間を超過した場合は、株主優待乗車証(定期券方式)としては無効となりますが、PASMOとしては有効であるため、相鉄線改札及び相鉄バスでは所定の金額が引き落とされますのでご注意ください。
- (12) 大和駅の乗り換えでPASMO株主優待乗車証(定期券方式)と別のICカード乗車券とを併用する場合は、そのまま乗り換えずに一旦改札外に出てから再度別のICカード乗車券で入場ください。
- (13) 相鉄線内から他社線へ乗り越した場合または他社線から相鉄線内へ乗車した場合、相鉄線以外の乗車区間については、別途運賃の精算が必要です。
- (14) PASMO株主優待乗車証(定期券方式)は、他の交通機関への振替輸送のお取扱いはできません。

※株主優待乗車証(磁気券)も同様です。

お問合せ

相鉄ホールディングス株式会社 総務部 株式担当
TEL.045-319-2054(平日9:30~12:00、13:00~17:30)

※PASMOは(株)バスモの登録商標です。
※Suicaは東日本旅客鉄道(株)の登録商標です。

お送りいたしました磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)は

PASMOに載せ替えを行うことが可能です。

ご希望の方は次頁の要領でお申し込みください。

なお、PASMO株主優待乗車証(定期券方式)への載せ替えを選択された場合

(株)バスモの定める取扱規則等によることとなるため、

従来の磁気券との取扱い上の差異が生じることがございます。

載せ替えにあたっては、「PASMO株主優待乗車証(定期券方式)について:注意点」を

ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※お送りしております磁気券による株主優待乗車証(定期券方式)は従来どおりそのままご利用いただけます。

※PASMO(バスモ)は株式会社バスモが発行する便利なICカードです。
首都圏をはじめとした全国の鉄道・バスでご利用いただけるほか、ショッピングでもご利用いただけます。

お手続き

1 お手続きにあたり、以下のものをご用意ください

ご用意いただくもの

株主優待乗車証(定期券方式)
※有効期間内のもの

既にPASMOをお持ちの場合は
当該PASMO

※無記名PASMOの場合は記名PASMOに変更となります。

初めてPASMOをお持ちになる
場合はまず、記名PASMOを
お買い求めいただきます。



500 + 500
デポジット料 最初の最低チャージ料
500円 500円



今回同封の申込用紙(載せ替え手続き申込書 兼 確認書)
※申込用紙には、あらかじめ必要事項をご記入ください。

申込書

※オートチャージをご希望される場合は、相鉄カードをはじめとするオートチャージサービスを取り扱うクレジットカードへのご入会とオートチャージの申し込みが必要です。
詳しくはカード会社にお問い合わせください。

2 「相鉄線定期券発売所」にご提出ください

申込用紙(ご記入済みのもの)、株主優待乗車証(定期券方式)及びデポジット料500円、チャージ料(最低500円)を添えて相鉄線定期券発売所の係員にご提出ください。既にPASMOをお持ちの株主様で、当該PASMOに有効期間内の株主優待乗車証(定期券方式)を載せ替えることをご希望される株主様は、当該PASMOもあわせてご提出ください。
その場合はデポジット料、チャージ料は必要ありません。

申込書

株主優待
乗車証

500
デポジット料
500
チャージ料

または

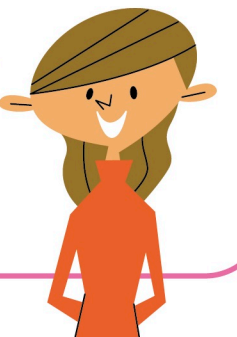


相鉄線
定期券
発売所

3 その場でPASMO株主優待乗車証(定期券方式)をお渡しいたします

※新しくお手元に届いた磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)を、従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)に載せ替える場合は、新しい磁気券と従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)及び今回同封の申込用紙(ご記入済みのもの)を相鉄線定期券発売所にお持ちいただき、手続きをしていただくことになります。ただし、この場合、新旧の優待の範囲が同一であれば従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)の有効期間内でも載せ替える手続きができますが、保有株式数に変更になり、優待の範囲が「電車・バス」から「電車」に変更、または「電車」から「電車・バス」に変更された場合、従前のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)の有効期間満了後でなければ載せ替えができません。

※PASMOは、チャージすることにより1枚のカードをくり返し使えます。また、PASMO株主優待乗車証(定期券方式)の期限が切れたあと、同じカードを使って新しい期間のPASMO株主優待乗車証(定期券方式)を作ることができます。



PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)について: 注意点

このリーフレットは、株主優待乗車証(定期券方式)を **PASMO** に載せた場合の取扱い上の差異をご説明したものです。
株主優待乗車証は、従来どおり磁気券のままでご利用いただけます。この取扱いで不都合があるときは、そのまま磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)をご利用ください。

1 券面記載の方ご本人のみがご利用いただけます

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)は、法人名義(会社名)では発行できません。また、券面に記載されている方ご本人のみがご利用いただけます。
なお、磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)のままでご利用いただく場合は、従来どおり、ご家族など記名人以外の方にもご利用いただけます。



券面記載の方のみ
ご利用いただけます。

2 有効期間を過ぎてご利用された場合は通常の運賃が引き落とされます

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)は、券面記載の区間及び有効期間内について、ご利用いただけます。(有効期間は磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)と同じです。)

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)の券面記載の有効期間を満了した場合は、株主優待乗車証(定期券方式)としては無効となりますが、**PASMO** としては有効であるため、相鉄線改札及び相鉄バスでは所定の金額が引き落とされますのでご注意ください。



3 有効期間を過ぎたら必ず印字の消去手続きをお願いします

有効期間を過ぎた **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)は、新しい期間の磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)及び今回同封の申込用紙(ご記入済みのもの)と一緒に相鉄線定期券発売所にお持ちいただければ、引き続き新しい期間の **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)に更新することができます。

新しい期間の **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)への更新をご希望されない場合は、大変恐縮でございますが、有効期間が過ぎた **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)を相鉄線定期券発売所にお持ちいただき、必ず印字の消去をお手続きください。



4 株主優待乗車証を載せ替えできるICカードは **PASMO** だけです

Suica(スイカ)その他のICカードに株主優待乗車証(定期券方式)を載せ替えることはできません。
また、モバイル端末に載せ替えることもできません。

5 1枚の **PASMO** に株主優待乗車証(定期券方式)と電車の定期券と一緒に載せることはできません

1枚の **PASMO** に株主優待乗車証(定期券方式)と電車の定期券と一緒に載せることはできません。他の鉄道事業者の株主優待乗車証(定期券方式)が載っている **PASMO** も同様になります。

(1枚の **PASMO** にバスの定期券と電車のみ株主優待乗車証(定期券方式)と一緒に載せることは可能です。)

※2枚のICカードを一緒にケースに入れて利用した場合、通常の処理ができなくなりますのでご注意ください。

6 相鉄新横浜線をご利用されるとき

相鉄線内から他社線へ乗り越した場合または他社線から相鉄線内へ乗車した場合、相鉄線以外の乗車区間については、別途運賃の精算が必要です。あらかじめ **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)にチャージ(入金)されている場合は、下車駅で自動改札機にタッチしますと別途運賃が自動精算されます。

なお、Suicaなどの他のICカード乗車券、磁気定期券、普通乗車券、回数乗車券など、別の乗車券と組み合わせてご利用する場合は、係員のいる改札窓口をご利用ください。

7 一旦 **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)に載せ替えると、磁気券には戻せません

PASMO に載せ替えをされた時点で、磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)を回収いたします。

一度 **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)への載せ替えを選択された場合、磁気券には戻せません。次の有効期間の株主優待乗車証(定期券方式)の送付までお待ちください。

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)の有効期間中に払い戻しを行っても、磁気券は再発行いたしませんのであらかじめご了承ください。



8 大和駅の乗り換えで別のICカード乗車券と併用する場合は、一旦通常の改札口より出場された後、再度別のICカード乗車券でご入場ください



大和駅で **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)と別のICカード乗車券を使って小田急線に乗り換える場合、乗換改札機では2枚のICカードを一度に処理することができませんので、一旦通常の改札口より出場された後、再度別のICカード乗車券でご入場ください。

9 バスをご利用されるとき(電車・バス全線と記載のある乗車証のみ)

券面に「電車・バス全線」と記載のある **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)でバスをご利用いただく場合は、運賃機の読み取り部にタッチしてご利用ください。なお、**PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)では、高速バス、コミュニティバス等の一部路線(※)ではご利用できませんのでご注意ください。

また、深夜バスをご利用の際には、別途深夜料金が必要となります。運賃機の読み取り部にタッチしますと、自動的に **PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)にチャージされている金額から深夜料金が引き落とされます。チャージされている金額が不足している場合にはチャージしていただくか、現金でお支払いください。

※次の路線はご利用いただけません。

海老名市コミュニティバス(YouBusも含む)、綾瀬市コミュニティバス、大和市地域乗合交通創出支援事業「のりあい」、高速バス、空港リムジンバス、三井アウトレットパーク横浜ベイサイド直行バス

※深夜バスの表示運賃額は普通運賃の2倍(普通運賃+深夜料金)となっております。乗車区間の定期券または株主優待乗車証(電車・バス全線)をお持ちの場合、深夜料金(普通運賃と同額)をお支払いいただけます。

10 万一、**PASMO** 株主優待乗車証(定期券方式)を紛失したとき、障害によって使えなくなったとき

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)は、万一紛失した場合・障害によって使えなくなった場合も、相鉄線各駅にて再発行が可能です。(磁気券の株主優待乗車証(定期券方式)は、再発行いたしません。)

- | | | |
|---|---|--|
| <p>(1) 紛失再発行・障害再発行のお申込み
最寄りの駅やバス営業所にお申込みください。カード使用停止の登録を行い、再発行整理票をお渡します。
・記名PASMOに登録されたご本人を確認できる公的証明書等(免許証など)が必要です。
・所定の申請書にてお申込みいただきます。(相模鉄道(株)以外のPASMO、Suica(スイカ)取扱事業者でも、再発行のお申込みができます。)
・PASMO購入時に登録していた「お名前」「性別」「生年月日」をもとにお手続きいたします。
・再発行のお申込みは、取消しできません。
・お渡しした整理票は再発行できません。大切に保管してください。</p> | <p>(2) PASMOの再発行
(1)の手続きお申込みの翌日以降、相鉄線各駅で再発行整理票と引換えにPASMOを再発行いたします。その際には、手数料520円と新しいカードのデポジット料500円が必要となります。
・お受取りの際は、整理票とご本人を確認できる公的証明書等(免許証など)が必要です。
・使えなくなった場合の再発行(障害再発行)では、公的証明書等及び手数料・デポジット料は不要です。
・再発行のお申込みの翌日から14日以内にお受取りください。それ以降は再度、再発行のお申込みが必要です。</p> | <p>(3) 紛失したPASMOを発見したとき
紛失したPASMOを発見された場合は、最寄りのPASMO取扱事業者の駅やバス営業所にお持ちください。引換えにデポジット料500円を返却いたします。
・新しいカードを再発行する前は、デポジット料の返却はできません。
・デポジット料返却の際は、ご本人を確認できる公的証明書等(免許証など)が必要です。</p> |
|---|---|--|

11 株主優待乗車証は、他の交通機関への振替輸送のお取扱いはできません

PASMO 株主優待乗車証(定期券方式)は、他の交通機関への振替輸送のお取扱いはできません。
株主優待乗車証(磁気券)も同様です。